

様式第4号 その1①
(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和6年11月23日 使用の最終日以降であること

令和 6年 11月 24日執行 大豊町長 選挙
候補者 戸籍名を記載 印

記
↓ハイヤー方式

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	① 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる契約以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	大豊町○○番地 大豊タクシー 代表 大豊 一郎		
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
高知50あ12-34	R6.11.19	50,000	
高知50あ12-34	R6.11.20	50,000	
高知50あ12-34	R6.11.21	50,000	
高知50あ12-34	R6.11.22	50,000	
高知50あ12-34	R6.11.23	50,000	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が大豊町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、大豊町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	15,800円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費の負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、大豊町に支払を請求することはできません。

様式第4号 その1①
(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和6年11月23日 使用の最終日以降であること

令和6年11月24日執行 大豊町長 選挙

候補者 戸籍名を記載 印

記

↓レンタカー方式

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	② 左に掲げる契約以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	大豊町〇〇番地 (有)大豊自動車 代表 大豊 太郎		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
高知50い55-55	R6.11.19	10,000	
高知50い55-55	R6.11.20	10,000	
高知50い55-55	R6.11.21	10,000	
高知50い55-55	R6.11.22	10,000	
高知50い55-55	R6.11.23	10,000	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が大豊町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、大豊町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	15,800円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費の負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、大豊町に支払を請求することはできません。

様式第4号 その1②
(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和6年11月23日

供給最終日以降であること

令和6年11月24日執行 大豊町長

選挙

候補者

戸籍名を記載

印

記

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	大豊町〇〇番地 大豊石油 代表 大豊 花子			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和6年11月19日	高知50い 55-55	300	4,500円	
令和6年11月20日	高知50い 55-55	200	3,000円	
令和6年11月21日	高知50い 55-55	300	4,500円	
令和6年11月22日	高知50い 55-55	100	1,500円	
令和6年11月23日	高知50い 55-55	150	2,250円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が大豊町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、大豊町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第4号 その1③
(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

令和6年11月23日

運転最終日以降であること

令和6年11月24日執行

大豊町長

選挙

候補者

戸籍名を記載

印

記

運転手の氏名及び住所	大豊町〇〇番地 大豊 次郎	
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	
令和6年11月19日	10,000円	
令和6年11月20日	10,000円	
令和6年11月21日	10,000円	
令和6年11月22日	10,000円	
令和6年11月23日	10,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が大豊町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、大豊町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、大豊町に支払を請求することはできません。

様式第4号その2
(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和6年11月19日 納期後かつ告示日以降の日付

令和 6年 11月 24日執行 大豊町長 選挙
候補者 戸籍名を記載 印

ビ ラ 作 成 業 者	氏名又は名称	(株) 大豊印刷
	住 所	大豊町〇〇番地
	法人の代表者の氏名	代表 大豊 三郎
作 成 枚 数		5,000枚
作 成 金 額		30,250円
備 考		

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が大豊町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、大豊町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

町長候補者 5,000枚 町議会議員候補者 1,600枚

(2) 限度額

7円51銭(単価) × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第4号その3
(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和6年11月19日 納期後かつ告示日以降の日付

令和6年11月24日執行 大豊町長 選挙
候補者 戸籍名を記載 印

ポ ス タ ー 作 成 業 者	氏名又は名称	(株)大豊印刷
	住 所	大豊町〇〇番地
	法人の代表者の氏名	代表 大豊 三郎
作 成 枚 数		100枚
作 成 金 額		102,600円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数		84箇所

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が大豊町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、大豊町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 (84枚)

(2) 限度額

$$\frac{525 \text{ 円 } 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 (84枚)} + 50,000 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (84枚)}} = 1,121 \text{ 円}$$

1枚当たり単価 (1,121円) × 確認された作成枚数 = 限度額